

# 主な実績・成果

次々と実現される、数々の骨太な政策。

それは改革の成果。「美しい国」をつくる原動力。

自民党はこれからも、国民との約束を著実に実行する。

## 憲法・教育

- 立党50年記念党大会において、「新憲法草案」を発表。(平成17年11月22日)
- 「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立。(第166国会)
- 新しい時代の教育基本理念を明確化するため、「教育基本法」を約60年ぶりに改正。(第165国会)
- 教育免許更新制の導入や教育委員会の責任の明確化などを柱とする、教育再生関連3法を改正。(第166国会)
- 「食育推進基本計画」を策定(平成18年3月)し、国民運動を展開。

## 国の改革

- 「郵政民営化関連6法」が成立。(第163国会)
- 公共サービスの質の維持向上、経費削減のための、「公共サービス改革法」が成立(第164国会)。「公共サービス改革基本方針」を改定し、公共サービスの担い手を官と民で競争入れする「市場化テスト」の対象事業を拡大。
- 再就職の適正化、能力・実績主義の導入を柱とする「国家公務員法」の改正案を提出。(第166国会)
- 特別会計をスリム化し、財政再建に貢献するための、「特別会計に関する法律」が成立。(第166国会)
- 主務官庁による公益法人の設立許可制度を廃止し、新たな非営利法人制度に改める「公益法人制度改革関連法」が成立。(第164国会)
- 議員年金の改革を行い、「国会議員互助年金を廃止する法律」が成立。(第164国会)
- 地理空間情報をもとにした国家基盤形成の第一歩として、「地理空間情報活用推進基本法」が成立。(第166国会)

## 地方の改革

- 国庫補助負担金の縮減により3兆円の税源移譲等を実現し(平成19年分の所得税及び平成19年度分の個人住民税から適用)、地方税財源の分権を推進。
- 平成17年4月に施行された合併新法の下、市町村合併を推進。(平成17年2,869市町村→平成19年1,804市町村)
- 新たな地方分権改革を推進する体制を整備するため、「地方分権改革推進法」が成立(第165国会)し、「地方分権改革推進委員会」を設置。

## 経済・税制

- すべての働く人の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぎ、経済成長の果実が等しくいきわたるよう、「成長力底上げ戦略」を策定。(平成19年2月)

- 不良債権の処理をはじめとする経済社会全般にわたる改革や、新産業の創出・育成に向けた経済政策、緊急雇用対策などにより平成14年から平成15年に5.5%まで上昇した完全失業率が9年ぶりに4%を切り3.8%(平成19年4月)まで低下。
- オンラインで申請・申告する利用者のインセンティブを図るための税制上の措置として、「電子政府推進税制」を創設。(平成19年度税制改正)
- 地方交付税の算定方法を簡素化するため、「地方交付税法」の改正を行い、いわゆる「新型交付税」を導入。(第164国会)
- 経済の活性化と国際競争力の強化を図る税制改正として、①減価償却可能な限度額を撤廃、②中小同族会社に対する留保金課税を撤廃、③相続時精算課税制度の自社株式特例を創設。(平成19年度税制改正)

## 治安・防災

- 交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等を推進し、「空き交番ゼロ」を達成。(平成19年4月)
- 一時は19.8%にまで落ち込んだ検挙率が、31.2%(平成18年度)までに回復。
- 地域住民による「地域安全安心ステーション」等の自主防犯活動への支援を充実・強化した結果、平成15年に約3,000団体であった防犯ボランティア団体が、平成18年末には約32,000団体まで増加。
- 少年犯罪の低年齢化に対処するため、14歳未満の少年の少年院送致を可能とする「少年法等の一部を改正する法律」が成立。(第166国会)
- 民間の資金やノウハウを活用した「社会復帰促進センター」(PFI刑務所)が運営を開始(平成19年4月)。業務を大幅に民間委託し、地域の活性化に貢献。
- 公共事業や企業活動等から暴力団等反社会的勢力を排除するため、犯罪対策閣僚会議の下に「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」を設置。(平成18年7月)
- テロリストや不法入国人を水際で阻止するため、指紋情報で入国人をチェックできるよう「入国管理法」を改正。(第164国会)
- マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策を強化するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を制定。(第166国会)
- 出会い系サイト等有害サイトから子供を守るために、フィルタリングに関する業界団体が平成18年3月に公表した「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」の実施を支援(平成18年11月に携帯電話会社に対しフィルタリングに関する取組強化を要請)するなど、フィルタリングの普及・促進を推進。また、子供を保護・教育する立場の保護者・教職員等に対して、インターネットの安心・安全利用に関する啓発を行うガイドのキャラバン(e-ネットキャラバン)を事業者・団体の協力のもと、平成18年4月に開始。(平成18年度実績:453件)
- 「地震防災対策特別措置法」を5年間延長し、地域における地震防災対策を一層推進。(第164国会)
- 公立学校施設の耐震化のため、平成17年4月現在で51.8%であった公立小中学校の耐震化率を、平成19年4月現在で58.6%まで増加。
- 運輸の安全性の向上を図るため、「鉄道事業法等」を改正。(第164国会)
- 飲酒運転などによる悪質な死傷事故に対する罰則を強化するため、「刑法」を改正し、「自動車運転過失致死傷罪」を新設。(第166国会)
- 平成18年中の交通事故による死者数は6,352人で、6年連続で減少となるとともに、昭和30年以来51年振りに6,000人台前半となった。また、平成16年に過去最悪を記録した交通事故発生件数及び負傷者数も、平成17年に引き続き2年連続で減少。

## 医療・福祉・介護

- メタボリックシンドロームの克服等予防重視対策や健康寿命を延ばし、生涯現役で充実した人生を送るための「新健康フロンティア戦略」を策定。(平成19年4月)
- 効率が良く、質の高い適切な医療の提供を確保するための「良質な医療を提供するための医療法等の一部を改正する法律」が成立。(第164国会)
- 新たな高齢者医療制度の創設、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合等を行う「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。(第164国会)
- 障害者施策について、利用者負担の軽減や事業者への激変緩和等、1,200億円の特別対策を実施。(1,200億円・平成18年度補正予算960億円、平成19年度、20年度当初予算240億円)
- 高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため、「新バリアフリー法」を制定。(第164国会)
- がん対策の一層の充実を図り、総合的かつ計画的に推進するため患者の方々も参加して方針を決定する考え方の「がん対策基本法」が成立。(第164国会)
- 児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について5,000円増額。出生順位にかかわらず一律月1万円とする。(平成19年4月より)
- 「健康保険法等の一部改正」により出産一時金の見直しを行い、30万円から35万円に引き上げ。(平成18年10月より)
- 「健康保険法等の一部改正」により、乳幼児に対する自己負担軽減(2割負担)の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大。(平成20年4月より)

## 雇用・労働・子育て

- 再チャレンジ支援総合プラン(237施策、平成19年度予算額1,720億円)を策定・実施。「フリーター25万人常用雇用化プラン」や「女性の再チャレンジ支援プラン」の改定などを実施。
- 熟練技能を多く保有している中小企業の技能継承を確実にするため、資金面・人材面で支援する枠組みを新設する、「中小企業労働力確保法改正法」が成立。(第164国会)
- 一人ひとりの働き方に応じた均衡待遇の確保や正社員への転換を進めるため、「パートタイム労働法」を改正。(第166国会)
- 「雇用対策法」の改正により、労働者の募集・採用に係る年齢制限の禁止を、事業主の努力義務から義務に。(第166国会)
- 「雇用保険法等の一部改正」により、育児休業給付を休業前賃金の40%から暫定的(平成22年3月末まで)に50%に引き上げ。(平成19年4月1日以降に職場復帰した人から適用)

## 支援・救済

- ドミニカ共和国移住者の努力に報い、敬意を表するため、「ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律」を議員立法で制定。(第165国会)
- 北方四島元居住者等の要望を踏まえ、融資対象者の要件を緩和するなど融資対象者の拡大を図るため、議員立法で「旧漁業権者法」を改正。(第165国会)
- カネミ油症事件関係仮払金返還債権に関して、債権管理法の特例を定める「カネミ仮払金債権管理法」を議員立法で制定(第166国会)。あわせて、平成20年度に油症患者の方々の健康実態調査を行い、その結果を踏まえ、從来より行われてきた油症研究の一層の充実・強化を図る。

- 「石綿による健康被害救済法」を議員立法で成立させ、アスベスト対策を迅速に実施。(第164国会)
- 「犯罪被害者等基本法」に基づき、「犯罪被害者等基本計画」を決定。(平成17年12月)
- 全国どこでも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスが受けられる社会の実現を目指して設立された「日本司法支援センター」(法テラス)が業務を開始。(平成18年10月)

## 金融・消費者

- 金融商品・業務等を横断的に包括し、利用者の保護ルールの徹底や利便の向上などにより、「貯蓄から投資」への流れを加速させる「金融商品取引法」が成立。(第164国会)
- 振り込み詐欺の被害者等に被害金を迅速に返済する手続きを定めた「振り込み詐欺被害者救済法案」を提出。(第166国会)
- 消費者金融等の上限金利の引き下げや、返済能力を超えた貸付の禁止を徹底すること等により、新たな多重債務者をゼロにし、悪質業者の根絶を図る、「貸金業法」等を改正。(第165国会)
- 「消費者契約法の一部を改正する法律」を成立(第164国会)させるなど、事業者の不当な行為を差し止める「消費者団体訴訟制度」を法的整備。

## 住宅

- 住宅政策の基本理念や国等の責務、基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定める「住生活基本法」が成立。(第164国会)
- 住宅・建築物の耐震改修を促進するため、「耐震改修促進法」を改正。(第163国会)
- 耐震偽装問題の再発防止、消費者保護の徹底を図るため、「建築基準法」及び「建築士法」を改正(第164国会及び第165国会)。「特定住宅瑕疵担保法」を制定。(第166国会)

## 地域活性化・観光

- 独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体を地方交付税(約3,000億円)で支援する、「頑張る地方応援プログラム」をスタート。(平成19年4月)
- 官民の専門家が地域に出向いて、地域で頑張る人たちと一緒に解決策を探る地域活性化応援隊派遣制度を創設・実施。(平成19年度4月現在1,352名)
- 都市機能の高度化及び居住環境の向上をはかるため、「都市再生特別措置法等」を改正。(第166国会)
- 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地活性化法」を改正。(第164国会)
- 地域活性化を支える基盤整備と地域づくりに対する支援等を行う「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」を制定。(第166国会)
- 研究開発がイノベーション創出につながるよう、「イノベーション創出総合戦略」を策定。(平成18年6月)
- 観光立国を総合的に推進するため、議員立法により「観光立国推進基本法」が成立。(第165国会) 平成18年の年間訪日外国人旅行者が過去最高(約733万人)を記録。
- 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置を議員立法により改正し(第166国会)、有効期限を平成29年3月31日まで延長。

## 農・林・水産業

- 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」など「農政改革関連3法」が成立(第164国会)し、品目横断的経営安定対策を平成19年産より実施。
- 経営所得安定対策等(品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策)の交付金等についての特例措置(準備金及び圧縮記帳制度)を創設。(平成19年度税制改正)
- 農山漁村の活性化を図るため、「農山漁村活性化法」を制定(第166国会)するとともに、平成19年度に「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を創設。
- 農地・農業用水等の資源や環境の保全等のため、農地・水・環境保全向上対策を平成19年度より実施。
- 農林水産物・食品の輸出が、平成18年には3,739億円まで増加。(平成16年度:2,954億円→平成18年度:3,739億円、27%増)
- 化学合成肥料や農薬を使用しないことなどを基本とする有機農業を積極的に推進するため、議員立法により「有機農業推進法」を制定。(第165国会)

## 環境

- 京都議定書森林吸収目標の達成のため、平成19年度に年間23万haの追加整備(平成18年度補正予算530億円、平成19年度予算235億円)に着手。
- 国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組づくりに貢献する上での指針となる「21世紀環境立国戦略」を策定。(平成19年6月)
- 電力や物品などを政府が購入する際、温室効果ガス削減を考慮するよう義務付ける「環境配慮契約法」を議員立法で策定。(第166国会)

## 外交・拉致・安全保障

- わが国の総合的な外交力を高めるため、①外交実施体制の強化、②経済界やNGOなど外交プレイヤーとの連携強化、③ODAや外交の発信力など外交手段の強化、を柱とした「外交力強化へのアクション・プラン10」を発表。(平成19年6月)
- 陸上自衛隊は、イラクにおける医療、給水、公共施設の復旧・整備など二年半にわたる人道復興支援を終え、平成18年7月、無事に帰国。航空自衛隊は、国連の要請に応え現在も輸送活動を実施。
- 防衛庁を省に移行するための法改正を実現(第165国会)し、PKO等の自衛隊の国際平和協力活動を本来任務に。
- 拉致をはじめとする人権問題に關し、北朝鮮を名指して糾弾する「北朝鮮人権侵害対処法」を改正。「拉致の進展がなければ、支援なし」との主旨を明確化し、国際機関への働きかけを強化。(第166国会)
- 「北朝鮮人権侵害対処法」に基づく北朝鮮の人権侵害に関する国会報告を実現。(第166国会)
- 真の海洋立国をめざし、「海洋基本法」を制定。(第166国会)
- 東シナ海の試掘も視野に入れ、「海洋構築物安全水域設定法」を制定。(第166国会)

## 政治改革

- 政党及び政治資金団体以外の政治団体間における多額の寄附を制御し、透明度を向上させるため、「政治資金規正法」を改正。(第163国会)
- 政治献金の外資規制改正をしてグローバル化に備え、収支報告の公表を統一し、収支報告手続を簡素して事務の軽減のため、「政治資金規正法」を改正。(第165国会)
- 資金管理団体による不動産の取得等の制限、人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付けのため、「政治資金規正法」の改正。(第166国会)



自由民主党総裁  
安倍晋三